

令和5年度
第208回宮城県都市計画審議会

議案書 別冊2

○議案 第2400号 仙塩広域都市計画道路の変更について

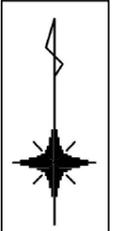
「意見書要旨」

令和6年3月
宮城県都市計画審議会

意見書要旨及び都市計画決定権者の見解

| 番号 | 住所等 | 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|----|------------|--|---|
| 1 | 塩竈市西玉川町の住民 | <p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3・4・103号北浜沢乙線について、ネットワークが寸断されるため、再考を求める。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更案の廃止理由である「都市計画道路の整備により鹽竈神社表参道付近への大型車流入が懸念され、市のまちづくりと整合しないこと」については、鹽竈神社表参道沿道は、現在も大型車進入禁止であるため、廃止理由に該当しない。 ・変更案の廃止理由である「並行道路として玉川岩切線の概成」については、廃止区間と玉川岩切線の起終点は異なっており、廃止理由に該当しない。 ・変更案の廃止理由である「地形の制約上、縦断勾配が急勾配になるため整備困難」については、道路構造令におけるやむを得ない場合を適用すれば、周辺環境への影響も少ない。 | <p>(見解)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹽竈神社表参道沿道では、トラックなどの大型貨物自動車は通行止めとなっているが、バスなどの大型乗用自動車は通行可能となっている。 当該区間の整備による過度な車両の流入は、塩竈市都市マスタープランにおける鹽竈神社の門前町としての風情やたたずまいを保全していく考えと整合しないことから、当該区間を廃止するものである。 ・当該区間は、主要地方道泉塩釜線や市道赤坂市川線、市道玉川利府線により機能を代替することが可能であることから廃止するものである。 ・当該区間は上記代替道路で機能を代替することが可能であることから廃止するものであり、地形の制約上の理由から廃止するものではない。 |

| 番号 | 住所等 | 意見の要旨 | 都市計画決定権者の見解 |
|----|-----|---|---|
| | | <p>・「交通量推計結果は、混雑度に問題はない」については、廃止区間と廃止した場合の代替路線のQV値に恣意的な数値が入力されていないか、併せて発生集中量、発生集中点、右折レーンの条件等が適切に入力、設定されているかも確認されたい。</p> | <p>・交通量推計結果を再確認したところ、数値等に問題は無かった。</p> <p>なお、今回行った交通量推計は広域的な道路需要を評価するものであることから、滞留長などの右折レーンの条件は推計に用いない。</p> |



(3) 観光・産業拠点

観光や産業による活力創出に資する拠点を観光・産業拠点として位置づけます。

③ 門前町周辺（鹽竈神社表参道沿道）

門前町周辺は、道そのものが博物館として景観整備された鹽竈海道を軸に、鹽竈神社の門前町として町屋造りの老舗が分布しており、風情を今に伝えています。そのため、今後もこれまでの景観整備の実績を活かしながら、周辺のたたずまいと調和した高質な都市基盤整備を推進して、門前町周辺の魅力の向上を図り、交流人口の拡大に資する拠点として形成します。



門前町らしさを演出する酒蔵

塩竈市都市マスタープラン（平成29年3月）に一部加筆



大型貨物自動車等 通行止めの標識

◆通行規制の対象
【大型貨物自動車、大型特殊自動車】

- ・車両総重量が11t以上
- ・最大積載量6.5t以上

貨物トラック 建設機械

【特定中型貨物自動車】

- ・車両総重量8t以上11t未満
- ・最大積載量5t以上6.5t未満

中型ダンプトラック

◆バスなどの大型乗用自動車は通行可能

大型バス マイクロバス

凡例 (都市計画道路 〇→)

| | |
|--|---------|
| | 既定の区域 |
| | 追加する区域 |
| | 廃止する区域 |
| | 行政界 |
| | 観光・産業拠点 |

地理院地図に加筆